

岩手県及び宮城県の学校校庭にある仮設住宅の 解消見込みについて

学校の校庭に建設された仮設住宅（校庭仮設）について、平成 30 年度の現状について調査結果をとりまとめました。

<調査結果のポイント>

- ・学校の校庭に建設された仮設住宅（校庭仮設）については、ピーク時の平成 23 年度、岩手県 7 市町村 35 校、宮城県 7 市町 32 校に建設されましたが、その後、校庭仮設の解消が進み、平成 30 年 8 月末時点で、岩手県 4 市町 11 校、宮城県 2 市町 3 校となりました。
- ・校庭仮設の解消が進んだ結果、5,500 人を超える児童・生徒が校庭を使用できるようになり、平成 31 年度末には全て解消される見込みです。

※福島県においては、校庭仮設はありません。

※詳細については別紙をご覧ください。

本件連絡先： （復興庁被災者支援班） 担当：古長、南、小町 電話：03-6328-0271
--